_	<u> </u> ] ′	MU干及	ム人目	荆小(0月次止力)															
							決定	区分			(1	拫拠	規定	定)	条	例 7	7条		
	月整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	入 不開示理由等 所管局部認	果等
	1	R6. 6. 3	R6. 6. 5	○○の技術点の配点 道路巡回点検委託(6六の荒川)(単 価契約) 契約番号:05-04327	1	1												建設局 道路管理部 保全課	
	2	R6. 4. 12		恩賜上野動物園新たな乗り物選定に関する資料 ・各企業及び審査員の点数表 ・選定された応募者の企画提案書	*		1					1		1	1			(第7条第5号) 当該資料は、恩賜上野動物園新たな乗り物選定審査委員会資料であり、各委員の評価が記載されている。不開示とした部分を公にすることにより、今後、都が行う技術審査事務において、各委員の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められるため。 (第7条第6号) 不開示とした部分を公開することにより、各委員との信頼関係が会力れ、今後、都が行う技術審査事務に協力を得られなくなるなど都の事業運営に支障が生じるおそれがあるため。 (第7条第3号) 法人が独自に作成・提出したものであり、不開示とした部分を公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	

-	了不	16年度	公人音	開示(6月決定分)																
							決定	区分			(根	拠規	見定	) 🖠	~	J 7	条			
<b>万里</b> 玉	1 女三里 4 1 1 7	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	下 不 存 在	存否応答拒否	2号号	3 <del>5</del>	3 4 号 号	4 <sup>(</sup> 号 <del>万</del>	ō (	6 클	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
	3	R6. 4. 12	R6. 6. 7	恩賜上野動物園新たな乗り物選定に関する資料 ・議事録 ・選定されなかった応募者の企画提案 書							1				1				(第7条第5号) 当該資料は、恩賜上野動物園新たな乗り物選定審査委員会資料であり、委員会の会議録に該当する。不開示とした資料を公にすることにより、今後、都が行う技術審査事務において、全委員の立立を見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められるため。 (第7条第6号) 不開示とした資料を公開することにより、各委員との信頼関係が失われ、今後、都が行う技術審査事務に協力を得られなくなるなど都の事業運営に支障が生じるおそれがあるため。 (第7条第3号) 当該企画提案書は、恩賜上野動物園新たな乗り物選定審査・決定るが明らかとなり、当該法人が独自に作成・提出したものであ運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第6号) 本事業により、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第6号) 本事業は、提案書を事業者選定過程等の説明以外の目的には使用公開することにより、当該法人との信頼関係が失われ、障所公開することにより、当該法人との信頼関係が失われ、障所公開することにより、当該法人との信頼関係が失われ、定時を及ぼすれがあるため。	建設局 公園緑地部 公園建設課
	1	R6. 5. 28	R6. 6. 10	<ul><li>汐入公園遊具等改修工事</li><li>・発注時の以下の資料 見積参考資料、積算内訳書(金抜き)、</li><li>工事工程表、設計内容質問における留意点、特記仕様書、図面</li></ul>	*	1														建設局 公園緑地部 公園建設課

ᄀ	ᄀᆥ	10年度	公人音	開示(6月决定分)									IL- I			<b>—</b>		_			
							決	定区	分		,	(根	拠表	見足	() (	条例	月7	条			
月惠玛者是	1 全里	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開示	不存在	存否态答拒否	2 5	: 3 등	}	4 号 <del>?</del>	5 号:	6 号	7 号	8号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
Ę	5	R6. 5. 28	R6. 6. 10	<ul><li>汐入公園遊具等改修工事その2</li><li>・質問回答書</li><li>・発注時の以下の資料 見積参考資料、積算内訳書(金抜き)、</li><li>エ事工程表、設計内容質問における留意点、特記仕様書、図面</li></ul>	1	1															建設局 公園緑地部 公園建設課
(	3	R6. 6. 3	R6. 6. 17	猿江恩賜公園受変電設備改修工事 共通費算定書	*	1															建設局 公園緑地部 公園建設課
7	7	R6. 6. 11	R6. 6. 17	谷地川整備工事(その7)の図面のうち 平面図(1/2~2/2) 横断図(1/6~6/6) (個人情報を除く)	8	1															建設局 南多摩西部建設事 務所 工事課
{	3	R6. 6. 10	R6. 6. 18	平成30年度山田急傾斜地崩壊防止工事 (その4)設計図一式 (平成30年8月) 平成29年度山田急傾斜地崩壊防止工事 に伴う修正設計(その2)の報告書の うち表紙、目次、P1-1~1-3及びP 3-1~3-32 (平成30年1月) (個人情報を除く)	*	1															建設局 南多摩西部建設事 務所 工事課
ę	)	R6. 4. 22	R6. 6. 18	・都立公園建物改修等に関する基礎調 査委託業務報告書 (令和6年3月)	*	1															建設局 公園緑地部 計画課

_	卫 1	110平皮	公人音	用不(0月次正分 <i>)</i>															
							決定I	区分		(	根拠	規兌	E)	条例	列フ	条			
	月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不存在	存否芯答 毛否	2号	3号	4号	5号	6号	7 号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
	10	R6. 4. 22	R6. 6. 18	都立公園建物改修に関する基礎調査委託に係る以下の資料 ・打合せ記録簿 ・原議一式	1		1			1	1	1		1				(第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することのできる情報であるため。 (第7条第3号) 未公表の法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (第7条第4号) 公にすることにより偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため。 (第7条第6号) 今後当局が行う同種の見積において、見積業者の思惑により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。	建設局 公園緑地部 計画課

c	令	<u>和6年度</u>	公又書	開示(6月決定分)																
							決	定区:	·		(;	根拠	<u> </u>	定)	条	例 7	7条			
	月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開行	字   炭	1 号	2号	3号	4 号	5号	6 号	7号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
	11	R6. 4. 24	R6. 6. 18	1 公文書の件名 「環状と号線地下広域調節池(石神井・川区間録単にに関する以下の資シール・登録・1 に関する以下ので変ができる。 では、	*		1				1	1			1				及ぼすおそれがあるため。	建設局第三建設事務所工事第二課

	17 <b>1</b>	110平及	五人百	用示(0月决定分)			<b>11</b> - 1				-	10 11	n +0	<u>_</u> ,	Æ	/T-I	_	R			
) § 3 3 1 - 1	<b>月</b> 隆里番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示		不開示者	存	1号			4号						9 뮥	不開示理由等	所管局部課等
	2	R6. 6. 6	R6. 6. 20	・都市計画事業認可申請書(4建河計 第89号) ・石神井川における調節池カット量及 び調節容量の計算方法	23	1															建設局河川部計画課
-	3	R6. 6. 6	R6. 6. 20	・第2回武蔵野市都市計画審議会(令和3年12月23日開催)の東京都による説明資料(配布資料及びPPTなどの説明資料)				1												開示請求に係る公文書については、都では保有しておらず、存在 しない。	建設局河川部計画課
	4	R6. 6. 12	R6. 6. 25	【街路築造工事のうち排水管設置工事(5一-放21虎ノ門)】 ・工事変更設計書 ・工事変更金額書 ・工事費総括書(変更) ・変更種別内訳書 ・変更種別内訳書 ・変更機械器具調書 ・材料品調書(変更) ・諸経費計算書(工場製作費)	*	1															建設局 第一建設事務所 工事課
	5	R6. 6. 24	R6. 6. 25	谷地川整備工事(その8の3)の図面 のうち 平面図 横断図(1/5) (個人情報を除く)	2	1															建設局 南多摩西部建設事 務所 工事課

Ĩ	<u> </u>	公乂晋[	開示(6月決定分)														
					3	央定	区分	•	(	(根)	処規類	定)	条	例 7	'条	:	
<b>月</b> 整理番号		決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開訊	一部開示	下 不存 在	存否応答拒否	1 2 号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	不開示理由等  所管局部課等
1	6 R6. 6. 12	R6. 6. 26	(1)特定整備路線の整備方針等について(通知)(令和6年1月5日付5建用用第178号及び5建道建街第69号)(2)ア建設局土地収用制度適用基準(平成15年4月1日付14建用調第169号)イ「建設局土地収用制度適用基準」の運用の一部改正について(通知)(令和6年3月29日付5建用調第267号)(3)令和6年度の用地取得について(令和6年4月1日付5建用用第283号)	*	1												建設局 用地部 機動取得推進課
1	7 R6. 6. 12	DO 0 00	(1) 令和6年度機動取得推進課事務 分担表(令和6年5月1日時点) (2) 令和6年度機動取得担当への引 継案件及び返還案件並びに事務分担の決定について(通知)(令 和6年3月4日付5建用用第242号)	*		11			1			1	1			個お (個る (都りを (東乱適 (特	(第7条第2号) 個人に関する情報で、公にすることにより、個人の利益を害するるそれがあるため。 (第7条第2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することがきるものであっため。 (第7条第6号) のが行う用地取得事務に関する情報であって、公にすることにより、権利者との信頼関係を損ない、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第5号及び第6号) 原京都の内部情報であって、公にすることにより、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、都が行う用地取得事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第2号) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

_	17 4	110十尺	<u> </u>	<b>ガ小(U刀                                    </b>																
							決定	区分			(木	艮拠	規定	E) :	条例	列フ	条			
	月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	下 不存 在	存否応答拒否	1号	2 号	3 号	4号	5号.	6号	7 号	8号	9号	不開示理由等	所管局部課等
	18	R6. 6. 21	R6. 6. 26	·令和2年3月9日付関財東統3契第 6205号 国有財産無償貸付契約書	5	1														建設局 公園緑地部 公園課
	19	R6. 5. 7	R6. 6. 27	東京都市計画事業環状第7号線用地として、昭和45年7月11日に〇〇が東京都に売渡した土地(土地の所在:〇〇)についての、土地売渡証の副本				1											土地売渡証には、正本と副本の別はなく、正本相当のものしか作成しないため、副本は存在しない。	建設局 第五建設事務所 用地課
	20	R6. 5. 7	R6. 6. 28	東京都市計画事業環状第7号線用地として、昭和45年7月11日に〇〇が東京都に売渡した土地(土地の所在:〇〇)について、隣接土地所有者が立会い署名捺印した立会確認書類(隣接土地の所在:〇〇)				1											立会確認書類に相当するものである「地籍調査に伴う境界立会の回答書」の保存年限を5年としているところ、分筆登記が行われた昭和45年から既に53年が経過しており、仮に東京都が当該公文書を保有していたとしても、既に廃棄の対象となっている。したがって、請求にかかる公文書を現に保有しておらず、存在しないため、不開示とする。	建設局 第五建設事務所 用地課

## 表の見方

## <決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。 <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

## <公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。 <公文書の枚数>
- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。